リライズガーデン西新井自治会

地区防災計画

（案）

平成 31 年 3 月

リライズガーデン西新井自治会

目　次

１．地区防災計画とは 1
（１）　地区防災計画の目的と位置づけ 1
（２）　地区防災計画の対象、範囲等 1
（３）　地区防災計画の構成 2
（４）　実践と検証 3
２．当マンションを含む周辺の地区特性 4
（１）　地区の成り立ちと現況 4
（２）　地震の被害想定 9
（３）　水害の被害想定 12
３．地震発生時の対応シナリオ 15
（１）　地震発生時の対応シナリオ 15
（２）　地区防災マップ 15
（３）　地区の課題と対応策 20
４．水害時の対応シナリオ 21
（１）　水害が予想される場合の防災行動の概要 21
（２）　水害が予想される場合の対応シナリオ 21
5．自治会における平時の備え 26
（１）　事前対策リスト 26
（２）　体制づくり（案） 28
※　様式・資料編 34
資料１　様式集 35
参考様式１　緊急時連絡先一覧表 35
参考様式２　備品台帳（管理組合作成の備品台帳を加工） 36
参考様式３　自治会年間スケジュール 37
参考様式４　防災区民組織名簿 38
資料２　スマートフォン用防災アプリ「足立区防災ナビ」 39
資料３　A-メール（足立区メール配信サービス） 39
資料４　あだち安心電話 40

1 地区防災計画とは

（１）地区防災計画の目的と位置づけ

東日本大震災や熊本地震では、地域住民自らによる「自助」、地域コミュニティによる「共助」が、避難行動、避難誘導等において重要な役割を果たしています。

リライズガーデン西新井自治会では、自助・共助による地域防災力を向上させ、地区の被害を軽減することを目的に、「リライズガーデン西新井自治会地区防災計画」を策定しました。

また、リライズガーデン西新井（管理会社・自治会・防災センター）では、平成30年６月に「震災時対応マニュアル【居住者編】」を策定しています。地区防災計画は、「共助」を中心に、災害時の対応を規定するなど、方針等を示すものです。地区防災計画で示された方針等を踏まえて、今後、防災対策委員会や総会等の場でさらに検討を行い、適宜、「震災時対応マニュアル【居住者編】」と整合をとっていきます。

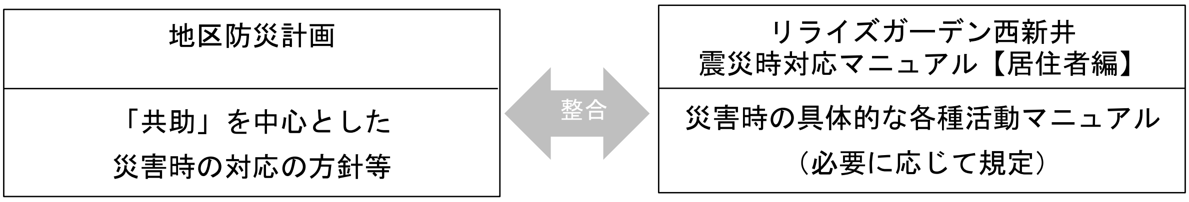

（２）地区防災計画の対象、範囲等

対象とする災害	地震・水害 （平成30年度は地震を中心に検討）
対象とする範囲	リライズガーデン西新井 （第一次避難所、避難場所へ避難経路も対象）
対象者	リライズガーデン西新井の居住者
対象時期	地震発生時～初動活動～避難行動

（３）地区防災計画の構成

本計画では、第３章、第４章で地域住民自らによる「自助」、すなわち、地震や水害が発生した場合にどこに、どのように避難するかを整理し、さらに当自治会の地区防災マップを作成しました。第５章では自治会及び地区住民等において進めるべき「共助」の考え方、平常時において準備しておく事項等を記載しています。

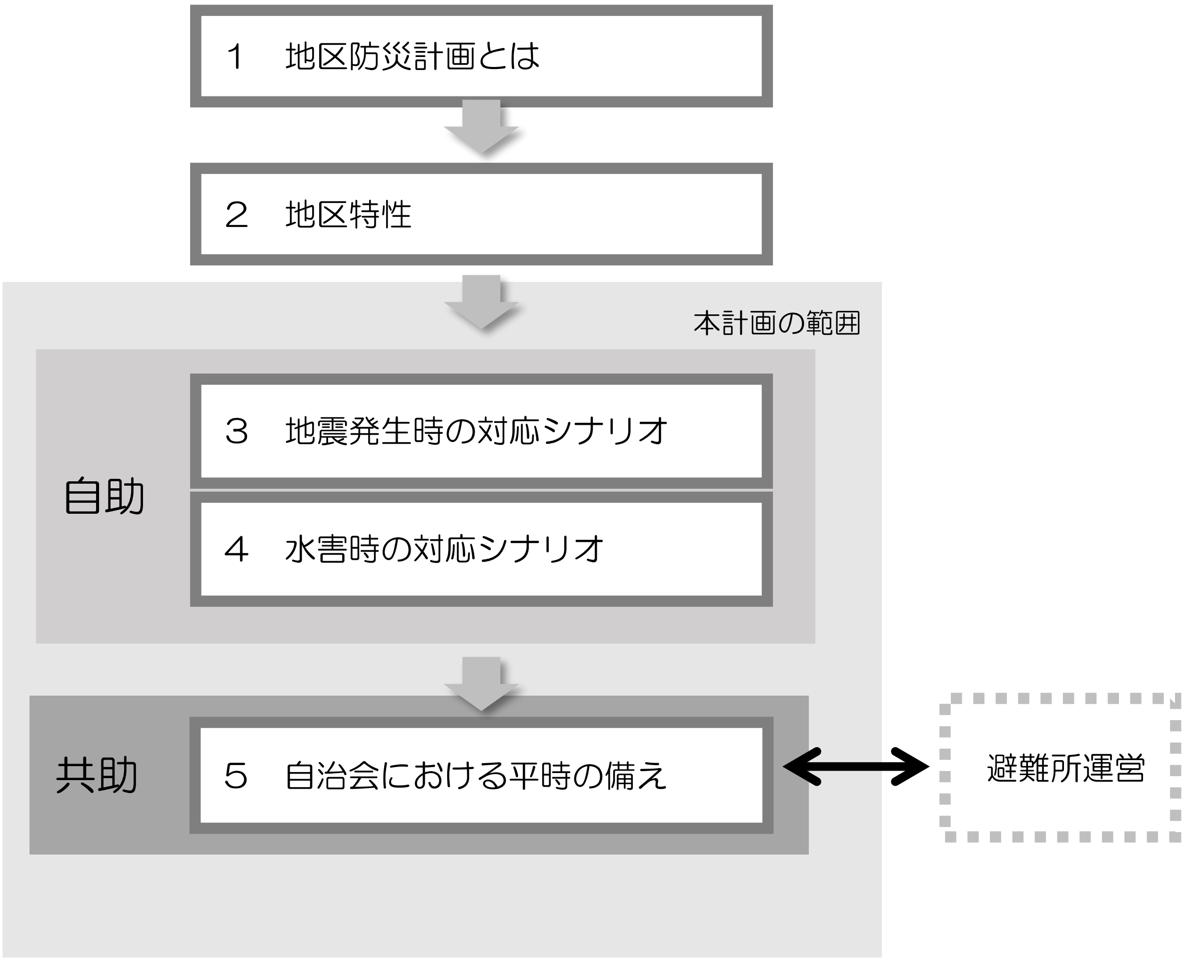

注）本計画では、地震については、発生直後から、避難するまでの考え方や手順を整理し、避難所を設置したのちの避難所運営は、他の計画（避難所マニュアル等）に従うこととします。

図 2.1　本計画の構成

（４）実践と検証

計画を形骸化させないための取り組みを以下のように行います。

実践と検証の流れ

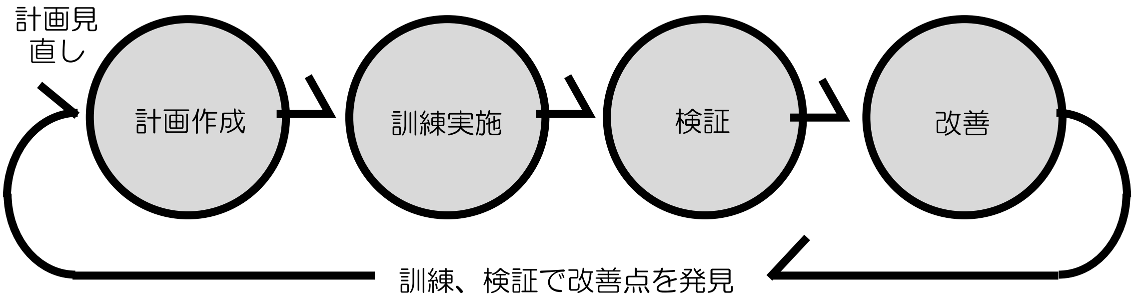

実践

計画に基づいた防災訓練を行います。

■防災訓練

避難時の訓練	応急訓練	避難後の訓練
○避難訓練 ○避難所・避難路・避難場所等の確認 ○避難経路上の危険箇所の確認 ○要配慮者の把握	○初期消火訓練 ○救急応急措置訓練 （心肺蘇生法・AED 講習等） ○防災資機材取扱訓練	○避難所開設訓練 ○避難所運営訓練 （給食・給水、情報の収集・共有・伝達、物資配給対応等）

※訓練は、区や消防団、各種団体や地元企業等と連携したものにすると、より実効性が高まると考えています。

検証

防災訓練の結果について、区職員等を交えて検証を行い、課題を把握して活動を改善します。

○活動の対象範囲や活動体制（役割分担）を変える必要はないか
○地区における重要なことに変化はないか

○長期的な活動予定に変更はないか
○実際の活動が実体のあるものになっているか
○防災訓練、備蓄等の事前対策、教育･研修等が十分に行われているか

実践と検証を通じて、計画の実効性を確保します。
必要に応じて、計画の見直し、追加等を行います。

見直した場合は、自治会を通じて区に報告するとともに、説明会やチラシ等により地区住民等の皆さんに報告します。

2 当マンションを含む周辺の地区特性

（1）地区の成り立ちと現況

① 地形

荒川と隅田川の過去幾度かの氾濫によってつくられた盛土地・埋立地（荒川氾濫低地）が分布し、所々にまわりよりもわずかに高い自然堤防が形成されています。

盛土地・埋立地は、軟弱な粘土やシルト※が厚く分布しているため、当マンションは免震構造ですが、もともとの地域としては、地震時に揺れやすいとされています。

※シルト：砂より小さく、粘土より粗い破屑物（岩石が壊れてできた破片・粒子）をシルトと言います。

■土地条件図

盛土地・埋立地
（低地に土を盛って造成した平坦地や、水部を埋めた平坦地）

自然堤防
（洪水時に運ばれた砂等が、流路沿いに堆積してできた微高地）

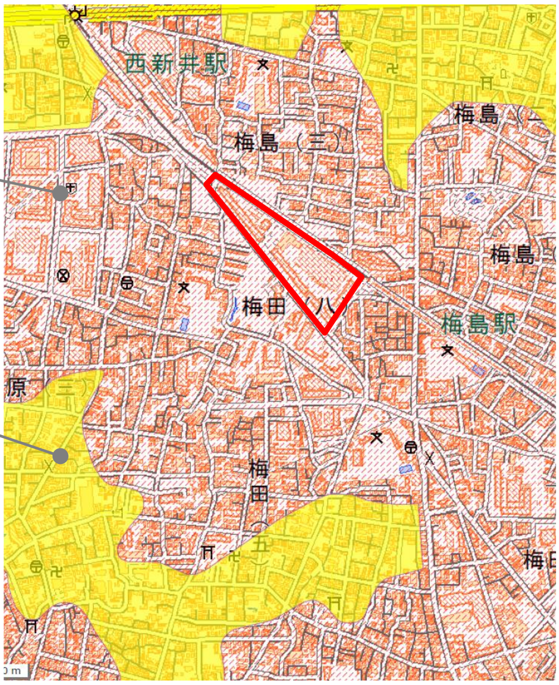

出典：国土地理院「数値地図 25000（土地条件）」

② 人口・世帯数

人口・世帯数は、梅田八丁目が人口 3,764 人、1,666 世帯となっています。（住民基本台帳、平成 30 年 1 月 1 日現在）

また、人口及び世帯数の推移を最近５年間で見るとほぼ横ばいで推移しています。

＜人口＞

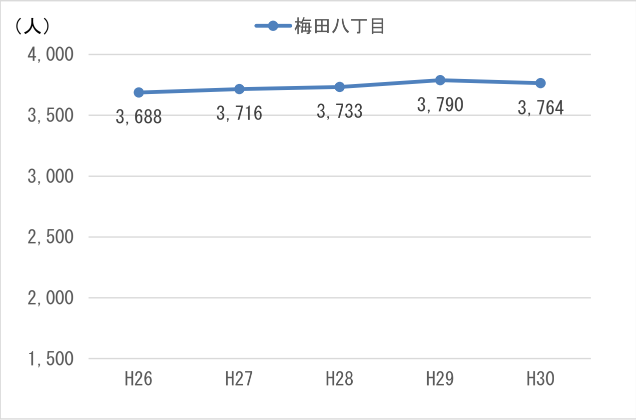

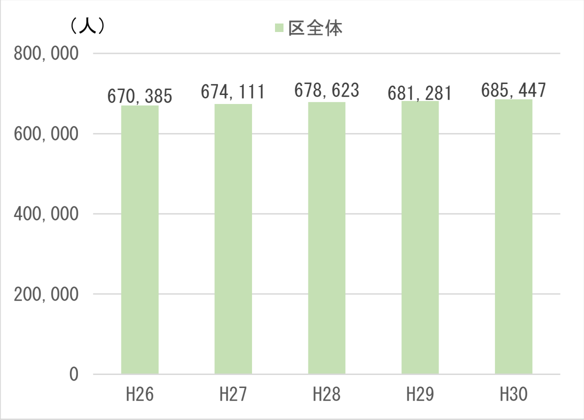

＜世帯数＞

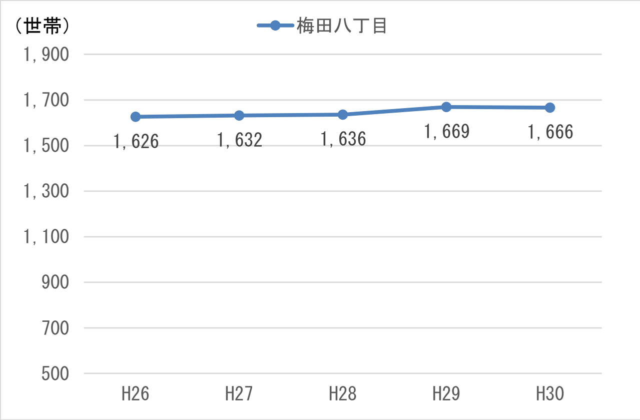

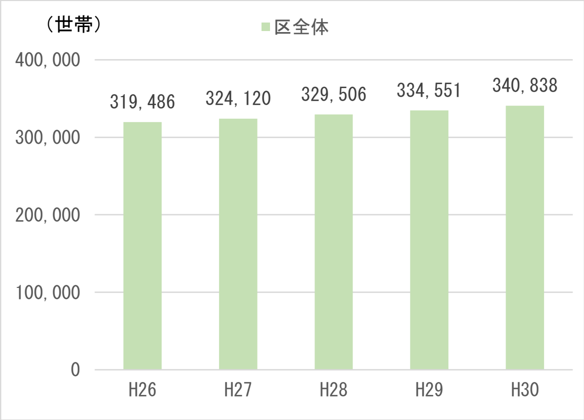

出典：住民基本台帳

③ 高齢化（65 歳以上の人口）の状況

高齢化率（平成 27 年）は、梅田八丁目 19.6％であり、区全体の値より低い水準にあります。また、高齢夫婦世帯の割合は 6.9％と区全体より低いですが、高齢単身世帯の割合は 13.6％と区全体より高い状況にあります。

＜高齢化率＞

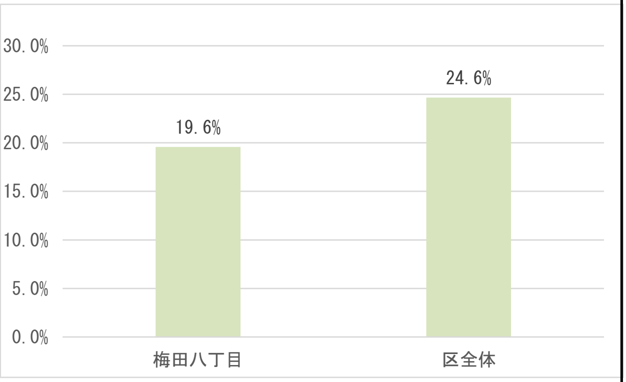

＜高齢者世帯の状況＞

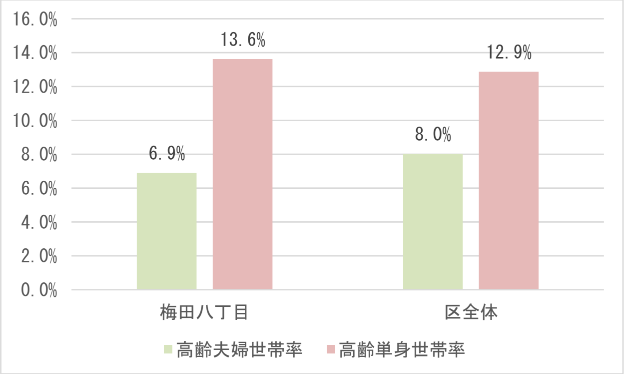

出典：平成 27 年国勢調査

④　用途地域都市基盤

マンション周辺は、準工業地域の指定が多く見られます。

＜凡例＞

用途地域
第一種低層住居専用地域
第一種中高層住居専用地域
第二種中高層住居専用地域
第一種住居地域
第二種住居地域
準住居地域
近隣商業地域
商業地域
準工業地域（特別工業地区）
準工業地域
工業地域

区域区分・地域地区等
新防火指定
日影規制
高度利用地区

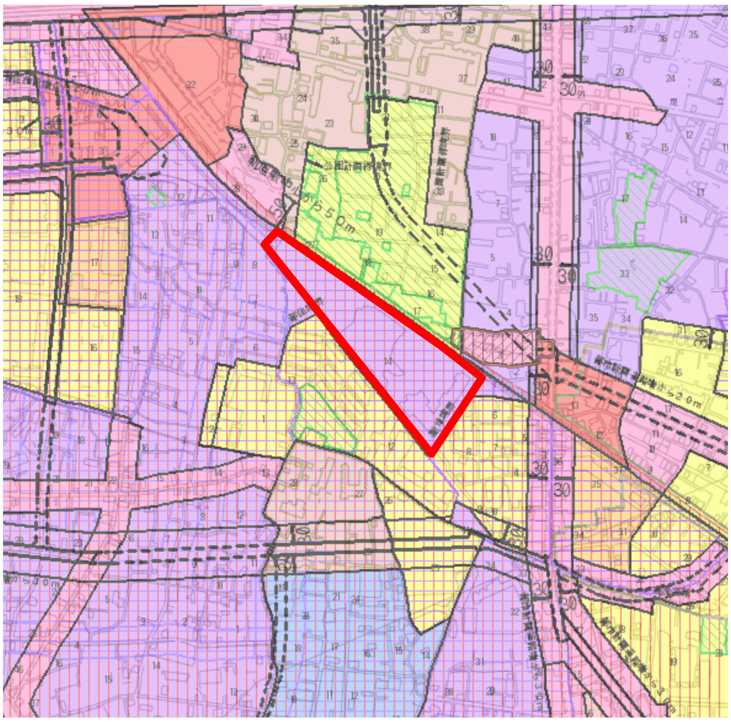

出典：「用途地域等指定図」

⑤　用途別建物現況

当マンションの南側は、集合住宅が多くなっています。

＜凡例＞

- 官公庁施設
- 教育文化施設
- 厚生医療施設
- 供給処理施設
- 事務所建築物
- 専用商業施設
- 住商併用建物
- 宿泊・遊興施設
- スポーツ・興行施設
- 独立住宅
- 集合住宅
- 専用工場
- 住居併用工場
- 倉庫運輸関係施設
- 農林漁業施設用地

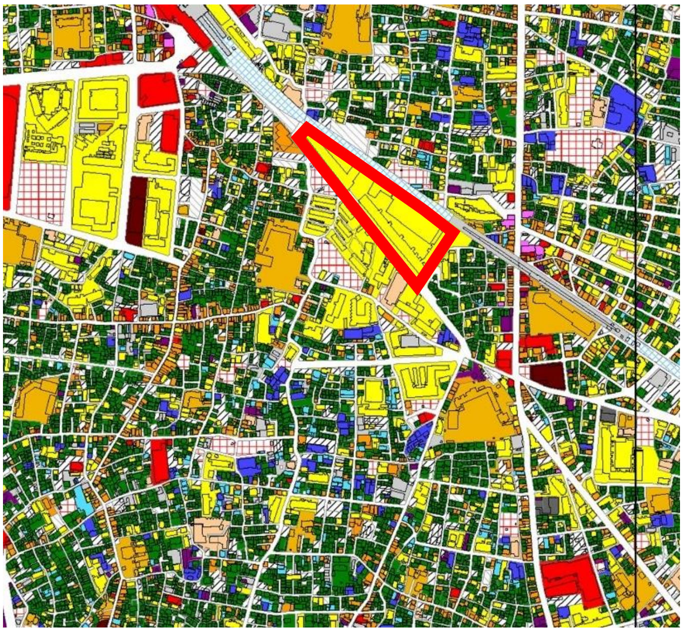

出典：「平成 23 年土地利用現況調査」

⑥　構造別建物現況

当マンションの南側は、耐火造が多くなっています。

＜凡例＞

- 耐火造
- 準耐火造
- 防火造
- 木造

出典：「平成 23 年土地利用現況調査」

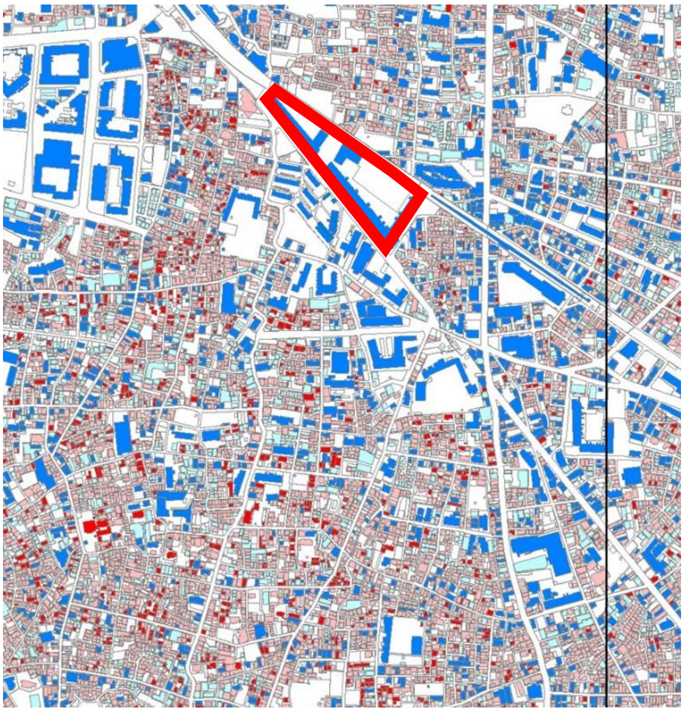

⑦　階数別建物現況

当マンションの南側は、中高層建築物が多くなっています。

＜凡例＞

- 1階
- 2階
- 3階
- 4階 ～ 7階
- 8階 ～ 15階
- 16階以上
- 4　階数

注）図中の数字は、４階以上の建物の階数を示します。

出典：「平成 23 年土地利用現況調査」

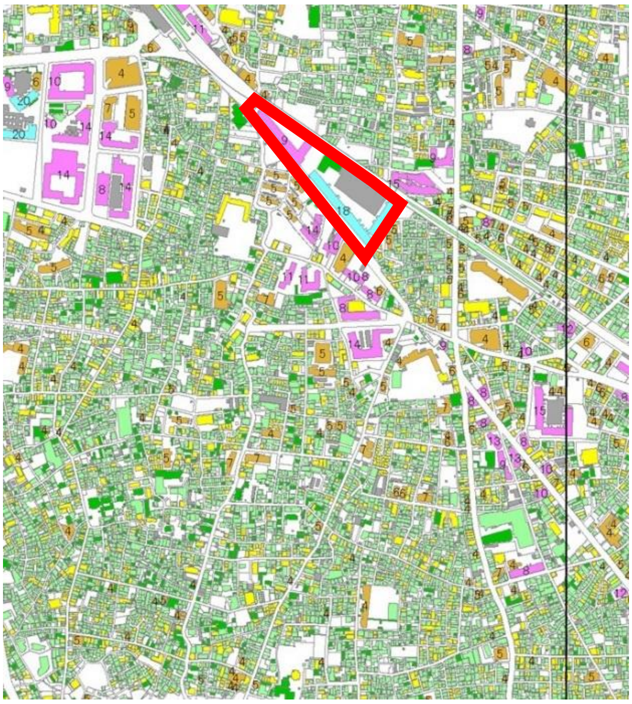

⑧　都市計画道路の整備状況

延焼を遮断する要素としては、鉄道や補助 138 号があります。

＜凡例＞

整備済

計　画

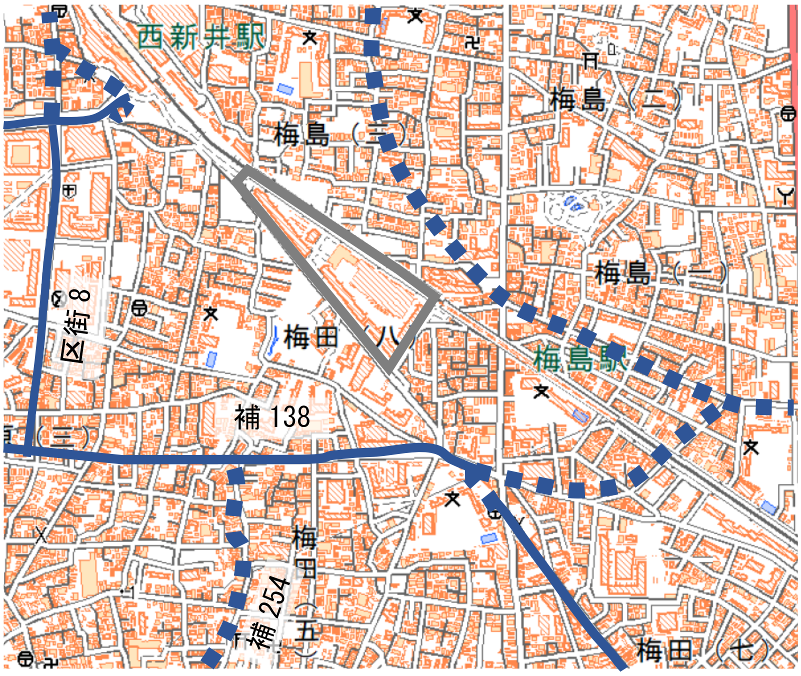

出典：「足立区都市計画マスタープラン」（平成 29 年 10 月）
下地図は、国土地理院の電子地形図（標準地図）を使用

⑨　細街路の状況

当マンションの周辺の集合住宅等として利用されている街区は 4m以上の道路で構成されていますが、その周辺は 4m未満の細街路も見られます。

＜凡例＞

線･色	細街路の種別
	幅員4m以上ある路線
	幅員4mに拡幅すべき路線
	幅員4mを超え5m未満で拡幅すべき路線
	幅員4mで築造すべき路線
	幅員4mを超え5m未満で築造すべき路線
	幅員5mに拡幅すべき路線
	幅員5mで築造すべき路線
	幅員5mを超え6m未満で拡幅すべき路線
	幅員6mに拡幅すべき路線
	幅員6mで築造すべき路線

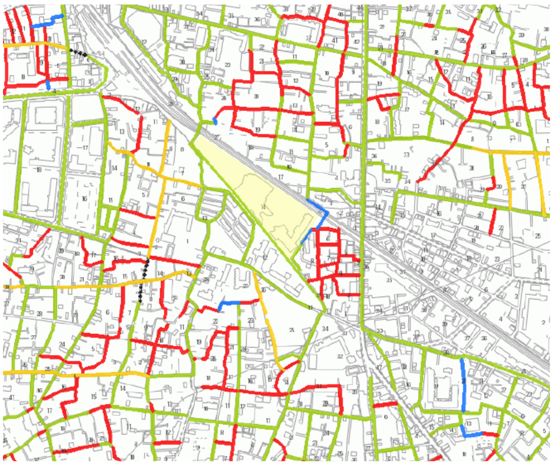

出典：「細街路路線図」

（2）地震の被害想定

①　首都直下地震の被害想定の概要

南関東地域における首都直下地震（マグニチュード 7.3 規模）の発生確率は、今後 30 年以内に 70%といわれています。

■首都直下地震における足立区の被害想定（東京湾北部地震／M7.3、冬の 18 時、風速 8m/秒）

被害区分	被害の規模	参考
死者	712 人	区の夜間人口の 0.10%
負傷者	9,033 人	〃　　　1.3%
建物全壊	10,082 棟	区の全建物棟数の 7.0%
建物焼失	16,124 棟	〃　　　11.2%
避難者	280,862 人	区の夜間人口の 41.1%
帰宅困難者	107,115 人	区の昼間人口の 19.9%

出典：東京都「首都直下地震等による東京の被害想定」（平成 24 年 4 月 18 日公表）

■東京湾北部地震の地震動分布

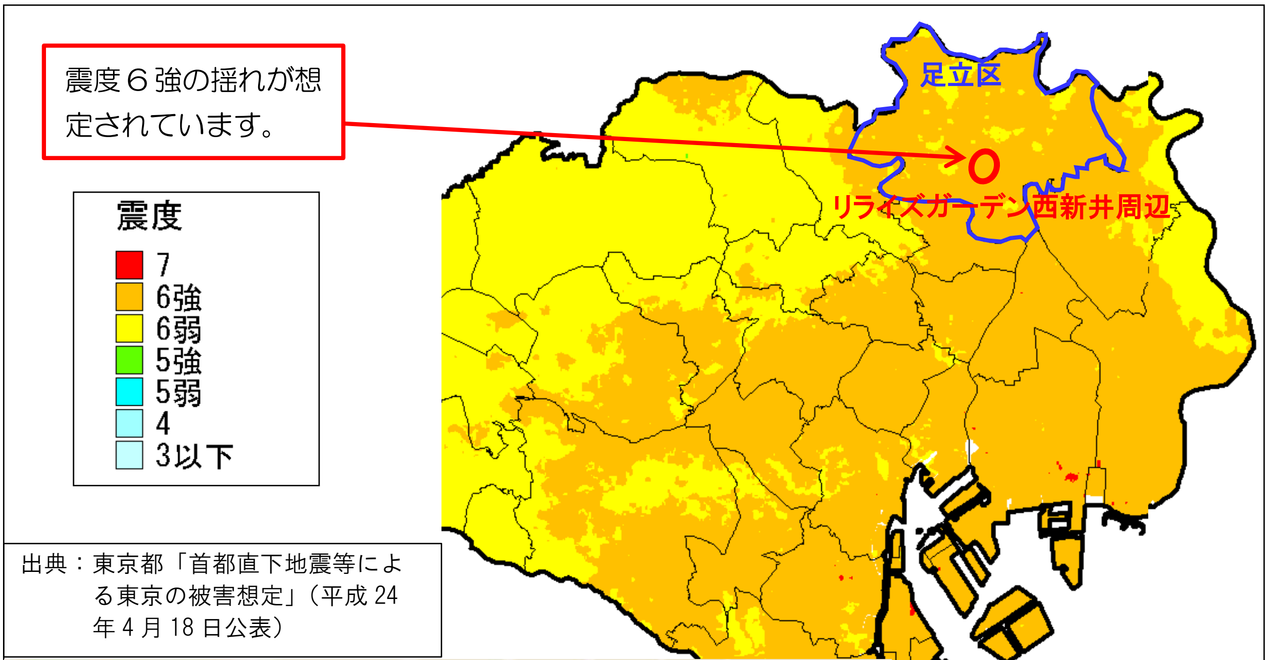

出典：東京都「首都直下地震等による東京の被害想定」（平成 24 年 4 月 18 日公表）

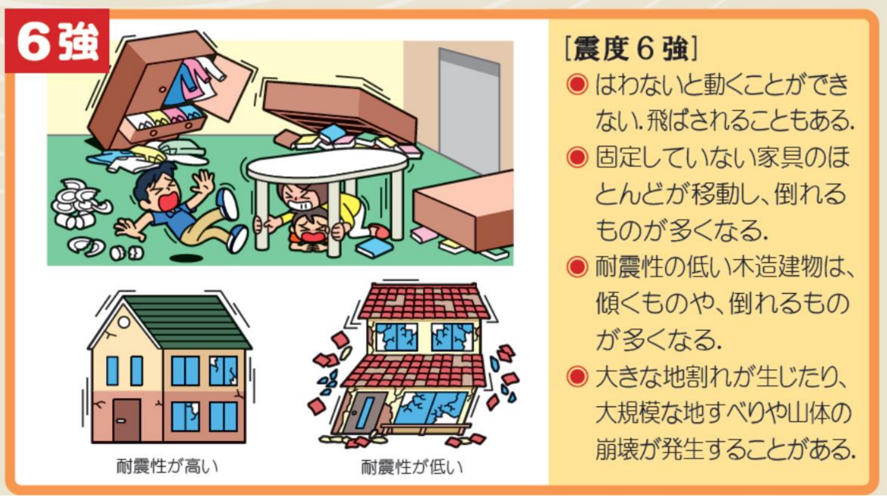

出典：気象庁ＨＰ「震度の階級」

■建物全壊棟数

一部 50-100 棟の分布が見られます。

＜凡例＞

全壊棟数（棟）
- 100 − 400
- 50 − 100
- 25 − 50
- 10 − 25
- 2 − 10
- 0 − 2

出典：首都直下地震等による東京の被害想定（平成 24 年 4 月 18 日公表）

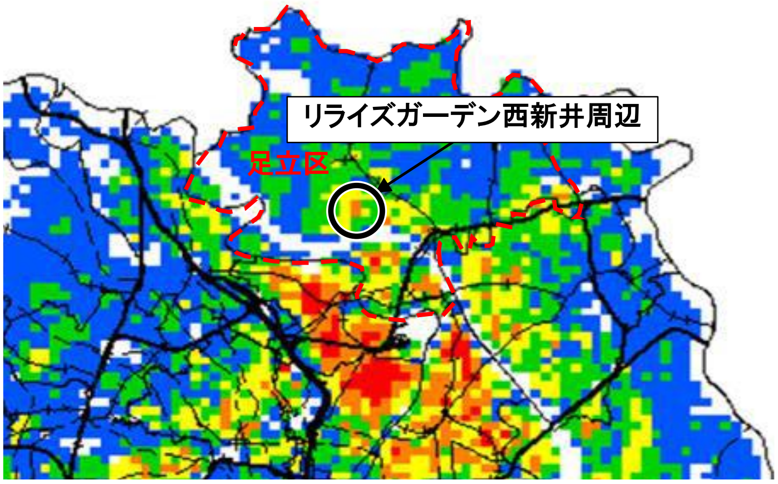

■建物焼失棟数

最も多い 100-　棟の分布もあります。

＜凡例＞

焼失棟数（棟）
- 100 −
- 50 − 100
- 20 − 50
- 10 − 20
- 1 − 10
- 0 − 1
- 0

出典：首都直下地震等による東京の被害想定（平成 24 年 4 月 18 日公表）

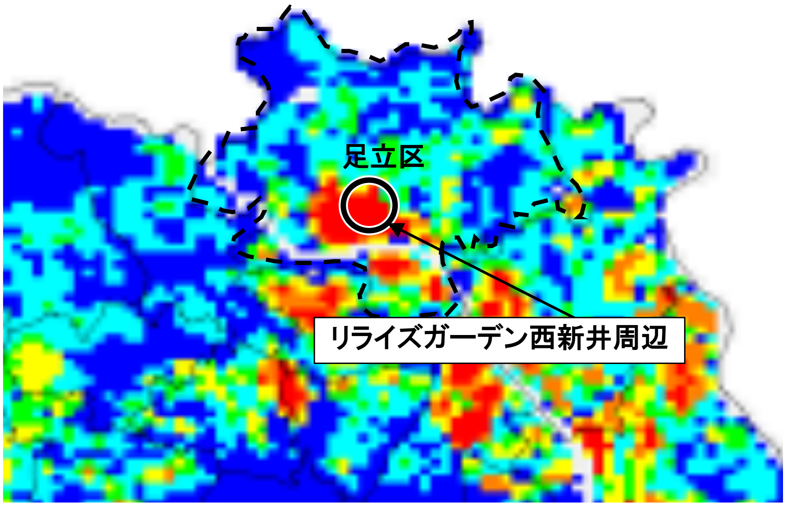

■液状化危険度

危険度が高い表示もみられます。

＜凡例＞

液状化危険度
- 高い（5＜PL）
- 低い（0≦PL≦5）
- なし

出典：首都直下地震等による東京の被害想定（平成 24 年 4 月 18 日公表）

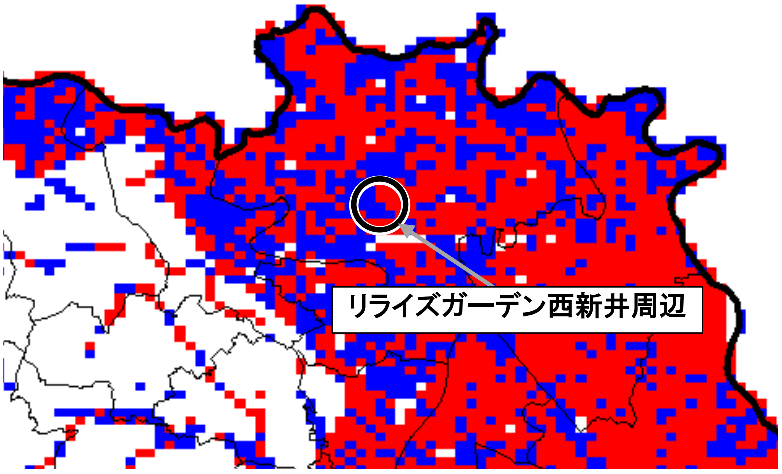

②　地域危険度

東京都「地震に関する地域危険度測定調査（第８回）」によると、リライズガーデンが所在する梅田八丁目は建物倒壊危険度、火災危険度、災害時活動困難度を考慮した総合危険度について危険度が３となっています。

＜凡例＞

危険度ランク

5

4

3

2

1

区市町境界

町丁目境界

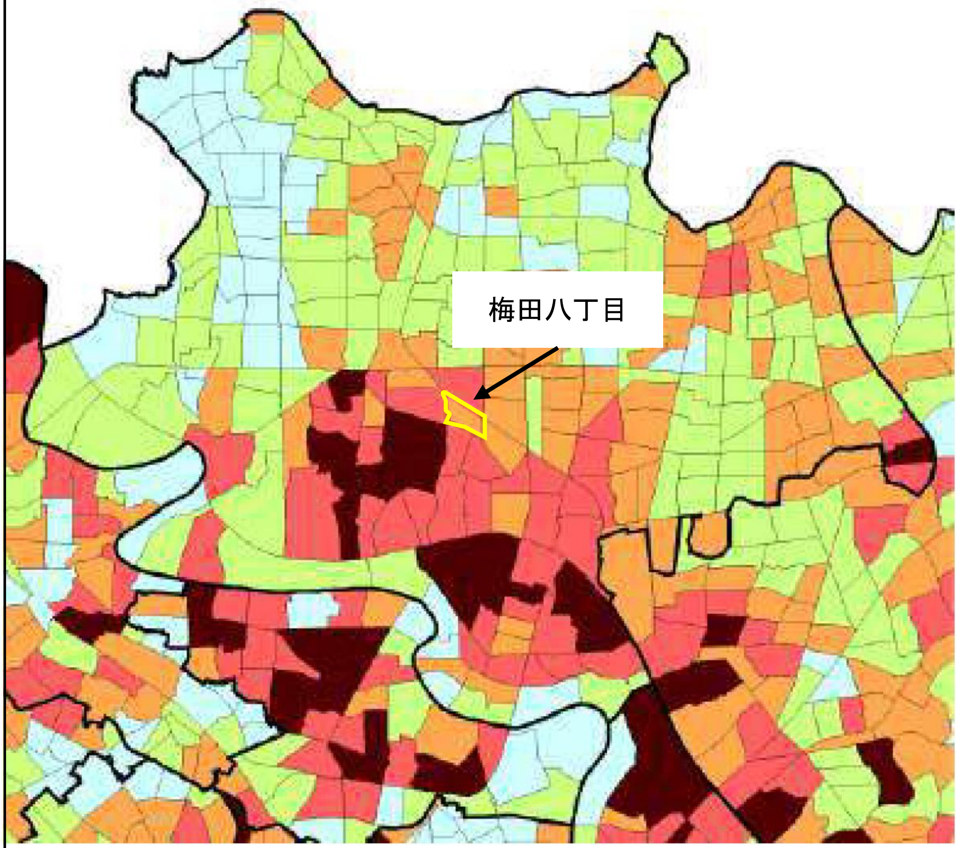

出典：東京都「地震に関する地域危険度測定調査（第 8 回）」（平成 30 年 2 月）

※　地域危険度は、都内の町丁目の地震に対する危険性を比較するため、特定の地震を想定するのではなく、全ての町丁目直下の地盤で同じ強さの揺れが生じた場合の危険性を測定しています。

（３）水害の被害想定

当マンションにおいて、河川氾濫による水害が想定される河川として、荒川、利根川、新芝川があります。

①　荒川が氾濫した場合

■最大浸水深

３.0～5.0mの浸水区域と予想されています。	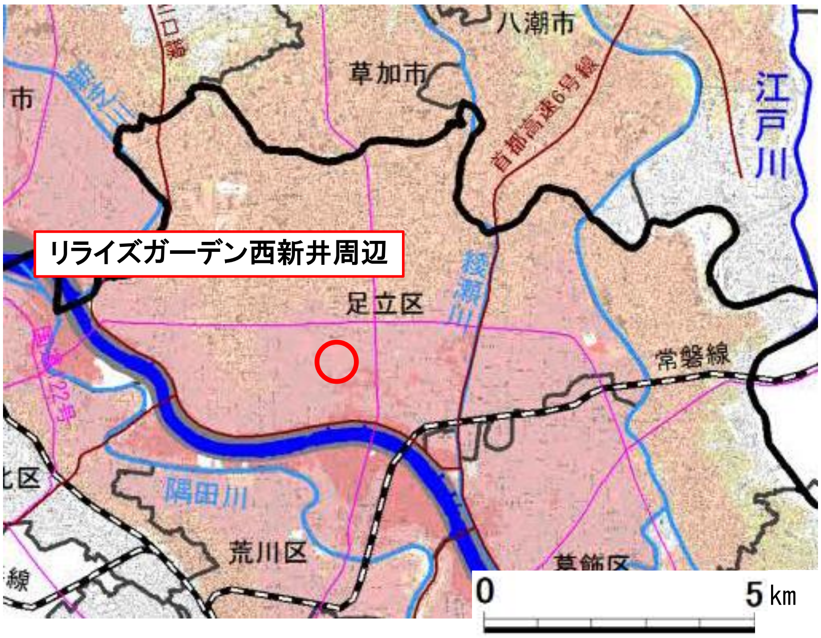
＜凡例＞ 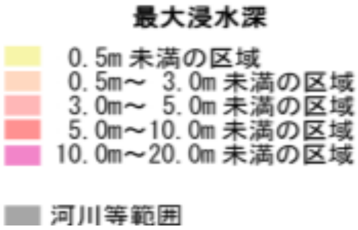	
出典：国土交通省荒川下流河川事務所資料	

■浸水継続時間

１日～３日未満程度の浸水が継続すると予想されています。	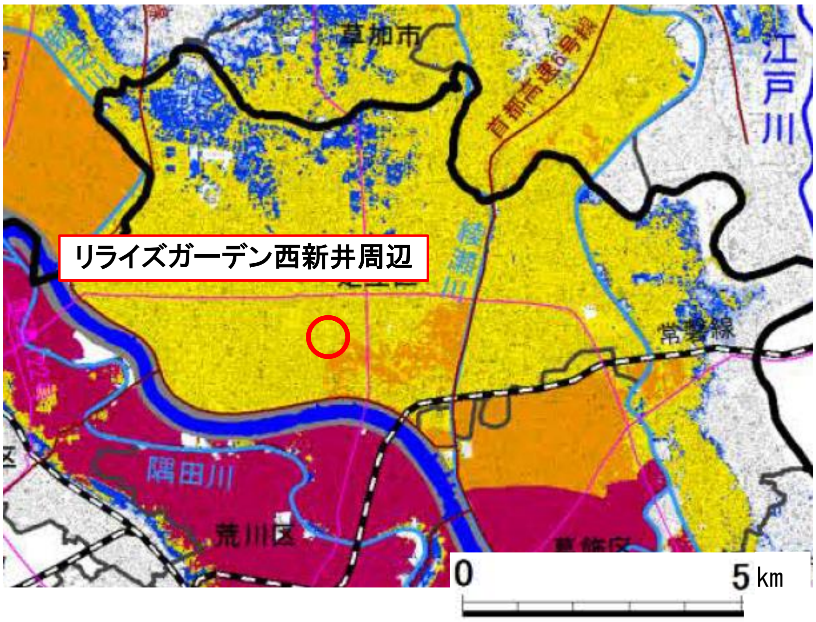
＜凡例＞ 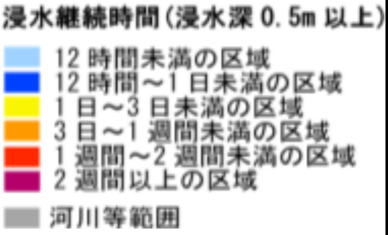	
出典：国土交通省荒川下流河川事務所資料	

②　利根川が氾濫した場合

■最大浸水深

3.0～5.0mの浸水区域と予想されています。

＜凡例＞

浸水した場合に予想される水深（ランク別）

- 0.0～0.5m未満の区間
- 0.5～3.0m未満の区間
- 3.0～5.0m未満の区間
- 5.0～10.0m未満の区間
- 10.0～20.0m未満の区間

- 河川等範囲
- 市区町村界

出典：国土交通省利根川上流河川事務所資料

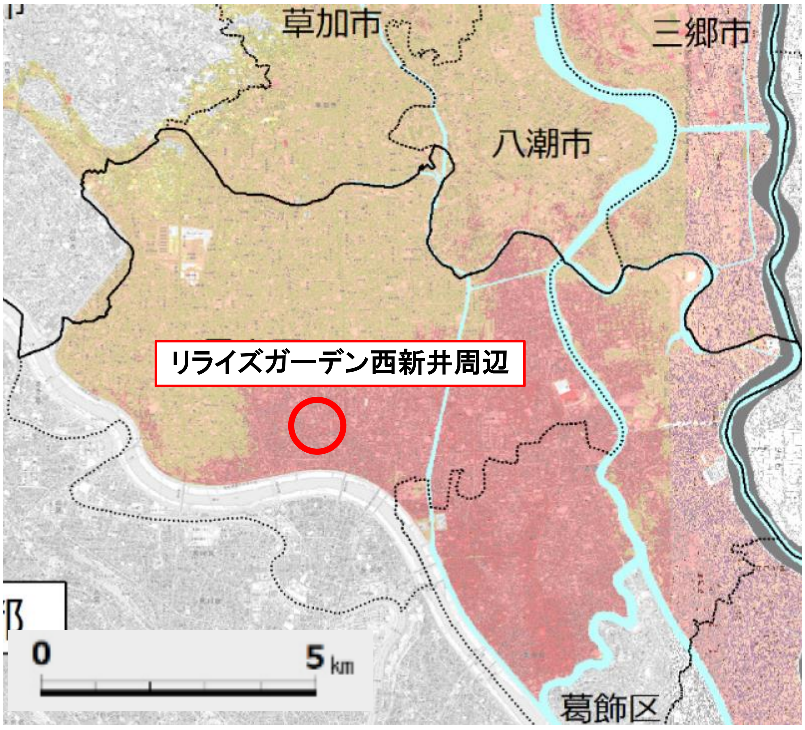

■浸水継続時間

１週間程度継続すると予想されています。

＜凡例＞

浸水継続時間

- 12時間
- 24時間（1日間）
- 72時間（3日間）
- 168時間（1週間）
- 336時間（2週間）
- 672時間（4週間）

- 河川等範囲
- 市区町村界

出典：国土交通省利根川上流河川事務所資料

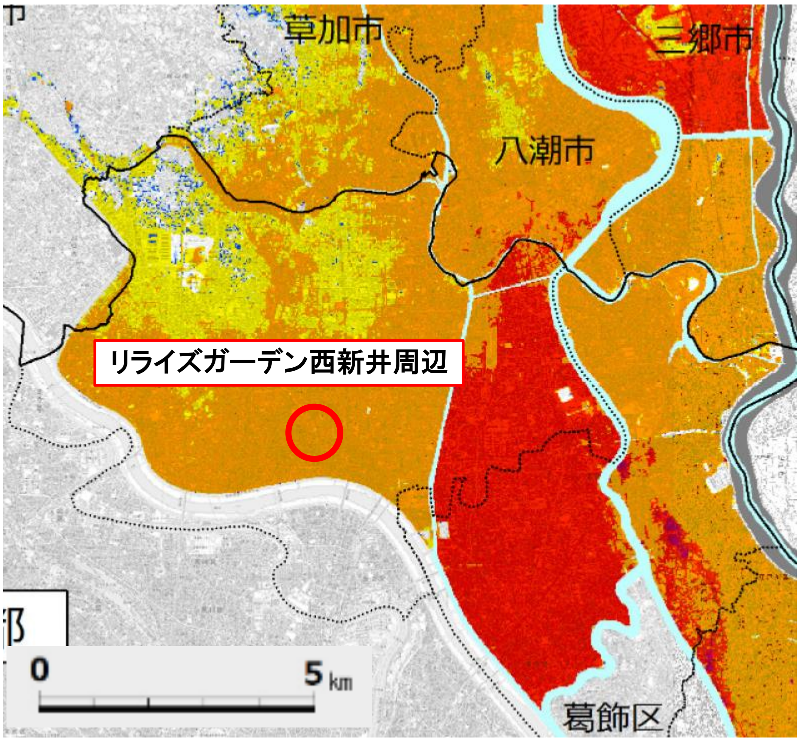

③　新芝川が氾濫した場合

■最大浸水深

新芝川が氾濫した場合、リライズガーデン西新井自治会については 2.0～5.0mの区域と予想されています。

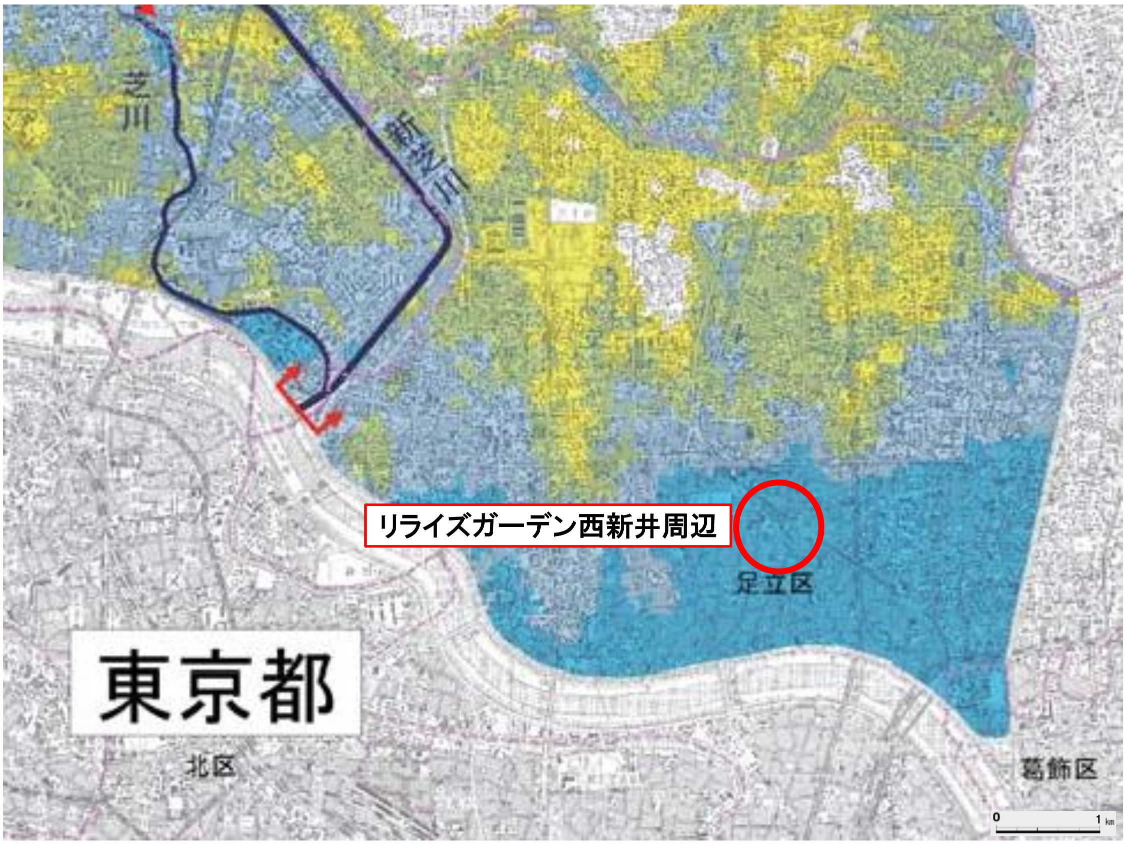

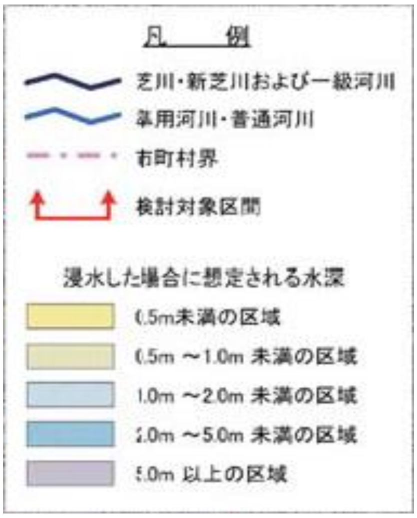

出典：東京都建設局資料
　　　芝川・新芝川浸水想定区域図

３．地震発生時の対応シナリオ

（１）地震発生時の対応シナリオ

　地震発生から、まず自分の身を守り、その後の自宅避難や避難場所へ避難するなどの対応シナリオ、行動の目安を次頁に整理しています。

（２）地区防災マップ

　防災に関する地域の資源、要注意箇所等を「地区防災マップ」としてＰ18、19に整理しています。

地震発生時の対応シナリオ

【災害対策本部】

防災対策委員会・理事会・管理会社を中心に災害対策本部を組織します。
災害対策本部では、在宅での避難生活に必要な情報提供等の支援を行います。

災害対策本部への協力が可能な居住者へ協力を呼びかけます。

【避難場所】

西新井駅西口地区一帯

避難場所は、大地震時に発生する延焼火災やそのほかの危険から、身の安全を守るために必要な広さなどがある大規模な公園・広場等が指定されています。
梅田八丁目の避難場所は、「西新井駅西口地区一帯」です。

【第一次避難所】

亀田小学校

第一次避難所は、自宅に居住できなくなった被災者が一時的に生活する場所です。

※在宅での避難が可能な場合でも、地域共助として、第一次避難所の運営に携わります。

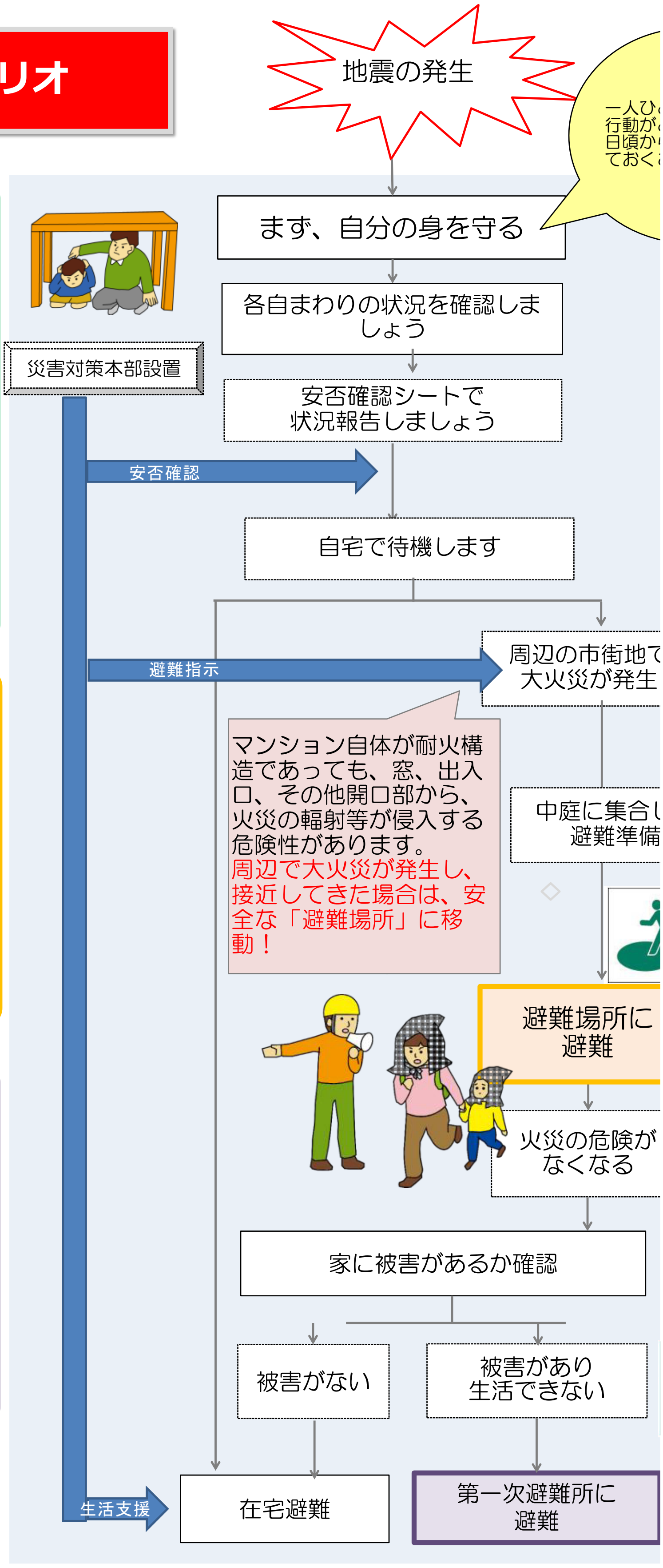

ひとりが責任ある
がとれるように、
から準備や訓練し
くことが重要です

安否確認シートを活用しましょう

マンション全体の状況把握のために、各戸の安否確認が必要です。
配布している「安否確認シート」を玄関ドア（廊下側）に貼り付け、状況報告を行ってください。

無事です！　　**救助求む！**

地震発生後の禁止事項を守りましょう

【禁止事項】災害対策本部で使用可能と判断し、案内するまで下記は使用禁止です
- 水道、電気は使用禁止
- トイレや台所等すべての水周りでの排水は禁止
- ディスポーザーは使用禁止

【災害対策本部からの連絡】
- 災害対策本部の掲示板にて案内を行います。
- 防災センター等から連絡、指示があります。
- 館内放送等により随時連絡を行います。

避難の際は、落ち着いて行動しましょう

火災は一気に燃え広がることはありません。
落ち着いて行動するようにしましょう。
避難時の服装などに注意しましょう。
　⇒ヘルメット・防災ずきん、帽子
　　動きやすい服装、軍手
　　履きなれた底の厚い靴
　　夜間の懐中電灯

避難の時に、隣近所に声をかけましょう

避難するときには、ご近所の高齢者、妊婦の方、小さな子供がいるお宅などに、ひと声かけて避難しましょう。
一声かけた情報（返事がなかったこと、不在だったこと、下敷きになった人がいる可能性など）は大切な情報になります。中庭にみんなで情報を持ち寄りましょう。

在宅での生活が可能な場合は、在宅での避難を推奨します

第一次避難所での生活は快適とは言えず、環境の変化などによって体調を崩す人もいます。食料や水など必要なものを日頃から備えるなど、在宅での避難のための準備が大切です。

また、避難生活においては、災害対策本部の掲示情報を適時確認してください
- 救援物資等の配給等の情報
- 各種禁止事項の解除等の連絡も刑事します。

各戸においてもラジオ（FMラジオ）や足立区防災無線情報等で、積極的に情報収集しましょう

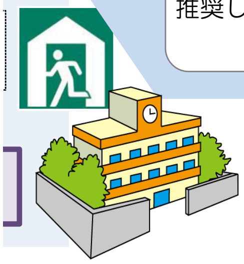

地区防災マップ

【緊急医療救護所】東京洪誠病院

緊急医療救護所では、主に傷病者のトリアージ、軽傷者に対する応急処置及び搬送調整を行います。

重傷者等は、緊急医療救護所から災害拠点病院等へ、中傷者は災害拠点連携病院へ搬送されます。

【避難場所】
西新井駅西口地区一帯

避難場所は、大地震時に発生する延焼火災やそのほかの危険から、身の安全を守るための場所で、十分な広さなどがある大規模な公園・広場等が指定されています。

【第一次避難所】
亀田小学校

第一次避難所は、自宅に居住できなくなった被災者が一時的に生活する場所です。

【リライズガーデンの施設等の配置概略図】

- オール電化のため、停電時には、設備はほぼ機能を失います（電力復旧は１週間以上になる場合もあります）自家発電がありますが、発災後２時間程度の稼動となっています（共用部へ電力供給）※１
- 受水槽の水は、停電により各戸への給水は不能になりますが、災害時に蛇口設備で活用することが可能です※２
- 備蓄倉庫を設置しており、消火活動、救出救助活動のための資機材、医薬品等が備蓄されています。※３
- 地震発生直後に稼動する非常用エレベータが２基設置されています。※４

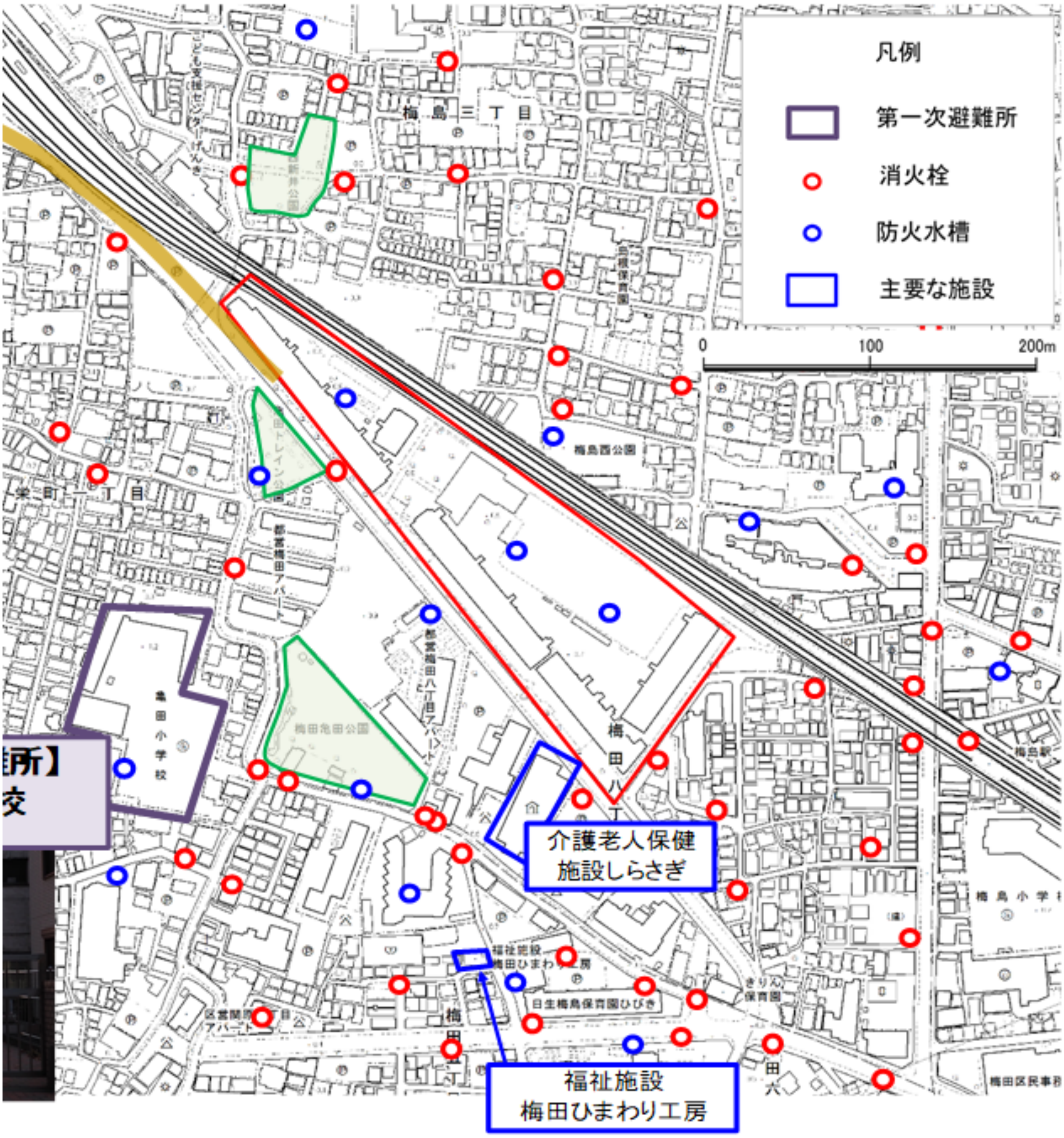

※地図は、東京都縮尺 1/2,500 地形図（平成 27 年度版）」（MMT 利許第 27173 号）を使用したものである。

（３）地区の課題と対応策

本計画の作成にあたっては、自治会内での議論を行った結果、次のような地区の課題が出され、その対応策を本計画に盛り込むこととしました。

■地区の課題と対応策

課題（意見含む）	方向性
•「震災時対応マニュアル【居住者編】」を作成し、各戸へ配布している。 •内容は自助が中心であり、共助については未検討である。 •共助について何が必要かも含めて、本計画の策定のなかで検討する必要がある。 •安否確認がとれない場合に、バルコニー経由で入って確認する、バールで玄関ドアをこじ開ける等の対応は、事前の了解等がないとできないため、どこまで踏み込んだ行動をとるのかは、事前に居住者と取り決めておく必要がある。	•「震災時対応マニュアル【居住者編】」を踏まえて、共助の取り組みを検討する。 •「災害対策本部」が共助の担い手の中心になると想定されるため、発災以降の災害対策本部の設置から活動の内容を中心に検討する。 •安否確認の仕組みについても上記の中で検討する。
• 地震発生時に各戸のドアに安否がわかるボードを掲載する仕組みをつくったが、最終的に安否を確認する仕組みまではできていない。	
•マンションは、免震構造であり、揺れによる被害の可能性は低いと考えられる。 ※設計にもよるが、地面の揺れの強さを３分の１から５分の１ほどに抑えられる（長谷工：マンション百科事典より） •居住者は約３千名である。戸建て住宅が中心の町会•自治会のように一時集合場所などに集まる必要があるのかについて、マンションの特性を踏まえて検討する。	•災害時の自立性を高めることを基本に必要な取り組みを検討する。 •なお、地域レベルの共助として、避難所運営には携わる。
•避難所運営会議に参加しているが、マンションの居住者を第一次避難所で受け入れることができるのか疑問である。 • 第一次避難所の収容力やマンションの防災性の高さを考慮すると、マンションは、むしろ災害時の自立性を高めるほうが良いと思う。	

4　水害時の対応シナリオ

（１）水害が予想される場合の防災行動の概要

平常時の備えから、台風等が発生した際の情報収集から避難までの行動の目安を次頁に整理しています。

（２）水害が予想される場合の対応シナリオ

台風等が発生した際に発信される情報及び取るべき行動について、P24、25 に整理しています。

水害が予想される場合の防災行動とは

絶対、守りたいもの

自らの命、家族の命・安全

日頃からの災害への備え

- 緊急時の家族のルール、連絡方法
- 事前対策リスト(自助)によるチェック
- チェックリストによる備蓄品等の用意
- 町会活動への協力（共助）

水害に対する準備、避難の考え方

防災・災害情報の収集
（テレビ・ラジオ、足立区ホームページやAメールなど）

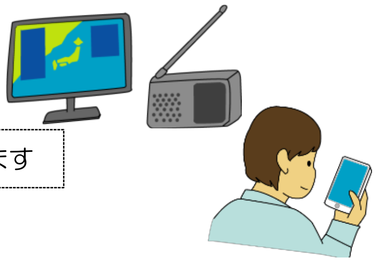

足立区防災ナビ

各段階の情報・指示等に従って、避難の方法を決めます

広域避難

隅田川・荒川・江戸川流域は洪水による被害を受けやすく、最悪の場合広範囲において２週間以上の浸水の継続が想定されています。これに対して江東５区※では、区域外への広域避難について方針を示しています。

- 「避難勧告」よりも、「避難準備・高齢者等避難開始」が早期に発表されます。
- ご近所の高齢者等への声掛けなどを行います。

避難所
緊急避難建物

- 自宅が浸水の恐れがあり、広域避難する時間的余裕がない場合に避難所や緊急避難建物に避難します。
- 避難所は、区が開設、運営を行います。
- どこに避難所を開設するか、正確な情報をもとに、避難を行います。

※江東5区大規模水害対策協議会
　東京東部低地帯に位置する足立区・墨田区・江東区・葛飾区・江戸川区は、住民への情報伝達や広域避難などの課題を明らかにし、具体的方針と対策を講じるために「江東5区大規模水害対策協議会」を設置しています。

広域避難とは

広域避難とは、浸水域外となる江東5区以外の地域に避難することです。
本地区では、千葉方面への避難が考えられます。
広域避難については、平成30年8月に「江東5区大規模水害広域避難計画」が策定されました。大規模水害のおそれがある場合、概ね1～3日前に自主的広域避難情報が、1日～9時間前に広域避難勧告が出されることが示されています。避難する際は、電車又は徒歩で移動するようにします。

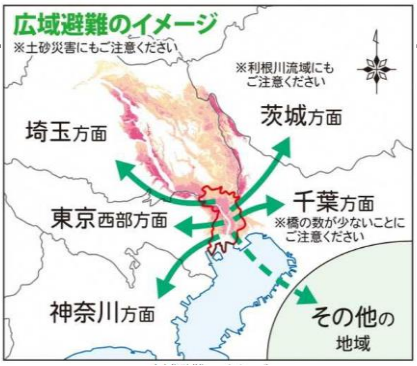

避難所とは

避難所は、水害が想定される場合に、対象河川や水害の規模等を考慮して、足立区が開設し、運営を行います。
どの避難所を開設するかは、区が適宜情報を発信します。
なお、避難所では、浸水継続など一定期間の避難生活をおくることを想定する必要があります。

緊急避難建物とは

大規模な水害が発生・または発生するおそれがあり、かつ、近隣住民等が高台などの安全な場所へ避難する時間的余裕がない場合に、緊急的な避難場所として、緊急避難建物を足立区では指定しています。
緊急避難建物は、一部を除く小・中学校の校舎です。
なお、洪水の対象河川や規模によって使用できる階が変わります。

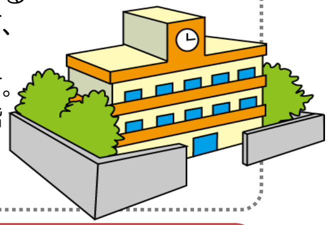

避難する高さの目安

一般的な高さの目安を示します。

浸水深	浸水の目安
～0.5m	1階床下浸水
0.5～3.0m	1階床上浸水
3.0～5.9m	2階浸水
5.9～8.6m	3階浸水

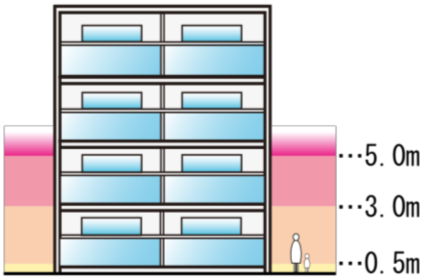

水害が予想される場合の対応シナリオ

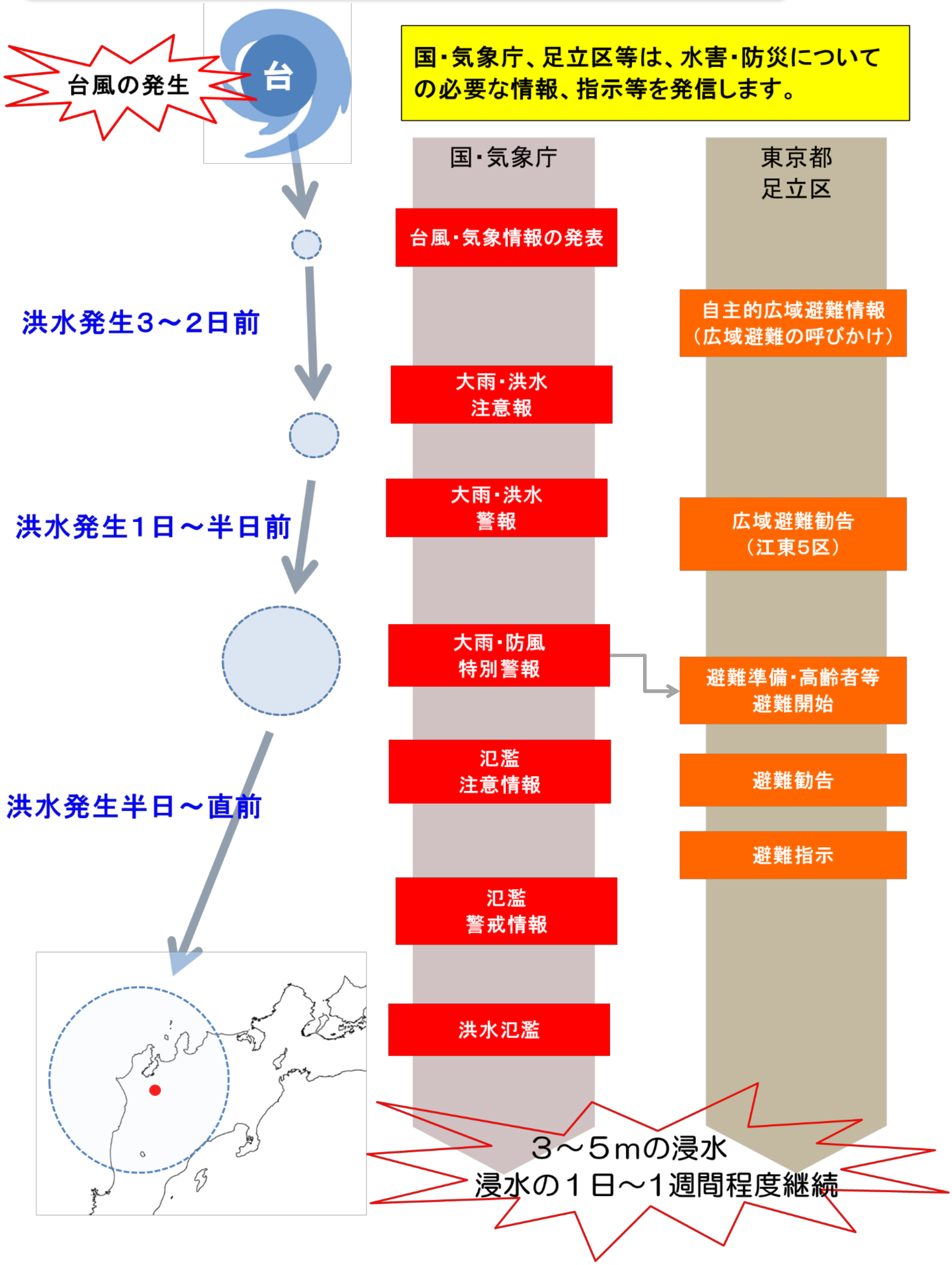

避難準備・高齢者等避難開始

避難の準備
いつでも避難できるよう準備を整えておきます。身の危険を感じたら自主避難を開始します。

要配慮者は避難を開始
避難に時間のかかる要配慮者は、避難を開始します。暴風雨の中では要配慮者の避難は大変困難になります。

避難勧告

避難を開始します。
暴風雨になっている可能性があります。
十分に注意して避難しましょう。

冠水した道路はマンホールや側溝のふたが外れている可能性があります。傘等で確認しながら移動しましょう。

避難指示(緊急)

浸水想定区域に残っている方は直ちに身の安全を確保します。

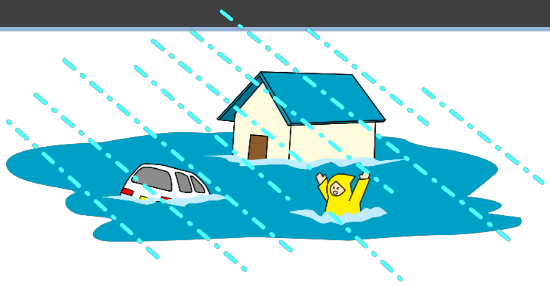

5　自治会における平時の備え

（1）事前対策リスト

災害時の備えを事前にチェックできるよう、自助と共助に分けて事前対策をチェックリストにしました。

■事前対策リスト（自助）

室内の安全確保	□　寝室には、できるだけタンスなどを置かないようにする	
	□　寝室にタンスなどを置く場合は、転倒防止金具等を設置する	
	□　ガラス製品や重たいものを高いところに置かないようにする	
	□　照明器具の落下に配慮する	
	□　窓ガラス破損時の飛散防止として、カーテンや飛散防止フィルムを設置する	
水や食料	□　飲料水は１人１日３リットルを最低３日分備蓄	
	□　食品は最低３日分を備蓄（カップ麺、乾パン、缶詰、レトルト食品、チョコレート、バランス栄養食品、粉ミルク（赤ちゃんがいる家庭））	
	□　生活用水（飲料しない水）は、フロの水を汲み置き	
衛生用品	□　救急箱（常備薬・包帯・ガーゼ、絆創膏、はさみ、消毒液、軟膏等）	
	□　生理用品	□　紙おむつ（赤ちゃんがいる家庭）
	□　ウェットティッシュ	□　除菌ジェル・除菌消臭スプレー
	□　マスク	□　歯磨きシート
あると便利なもの	□　ガムテープ	□　万能ナイフ
	□　使い捨てカイロ	□　冷感ジェル
	□　クーラーバッグ・保冷剤	□　ラップフィルム・アルミホイル

※　災害時は、停電や排水ができない可能性があります。各世帯で、飲料水・食料など生活に必要不可欠なものを備蓄しておくことが重要です。

■事前対策リスト（共助）

地域の共通課題である「避難対策」に絞って、基本的な事項をチェックリストにしました。

避難対策に必要な項目	チェックリスト	備考
グループの安否確認	□　安否確認のリスト（可能な範囲で）等を作成しておく	
避難場所と避難所	□　避難場所を確認しておく □　避難所を確認しておく	・火災延焼時には避難場所に避難 ・家が無事ならば在宅避難 ・家が被害の場合は避難所へ
避難経路	□　避難場所と避難所に行く経路を決めておく	・経路は通れなくなった場合を考慮して複数設定
避難に向けた情報収集	□　避難経路や避難先を決めるために必要な情報の収集方法を決めておく	
	□　テレビ（ワンセグ）や携帯ラジオなどで災害情報が得られますか	
避難先と避難経路を選択して避難開始	□　避難先までの経路を歩いて危険箇所をチェックしておく	・班長など、先導者が誘導
声をかけながら避難	□　声掛けに便利なものを用意しておく □　担当者を決めて持ち出せるようにしておく	・拡声器、メガホン、要配慮者の名簿やマップなど
要配慮者への手助け・支援の要請	□　要配慮者の手助け方法や支援要請先を調べておく	・警察、消防団などへ連絡 ・民生・児童委員との連携
救出・救助の支援	□　防災倉庫等に、救出搬送資機材（バール、ジャッキ、のこぎり、担架、車いす、リヤカーなど）が調達できているか	・支援は可能な範囲で
避難先で自治会単位で安否の確認	□　避難先では、自治会単位で集合し、安否確認することを決めておく	・避難先で班長が集まって自治会全体の安否を確認 ・避難していない在宅避難者もできるだけ把握
行方不明者の救助・救援の要請	□　救助・救援の要請先を調べておく	・区、消防団、警察などへ連絡
応急対応一段落後※、自治会の災害対策本部を設置	□　災害対策本部の組織と役割分担を決めておく	・救命救助、緊急避難等の応急対応が優先
避難所の運営	□　避難所運営体制を決めておく	・自治会を超える場合もあり
帰宅困難者への対応	□　帰宅困難者の一時滞在施設を把握しておく	・帰宅困難者には一時滞在施設の開設場所を伝える

※　自治会の災害対策本部の設置は応急対応一段落後を想定しましたが、災害の状況に応じて臨機応変に対処してください。

（2）体制づくり（案）

① 地震発生時の対応

■災害対策本部の設置

・防災対策委員会、理事会、管理会社を中心に災害対策本部を組織します。

【設置場所】

・災害対策本部は、防災センターと密接に関わりながら機能するため、防災センターと近接する共用スペースに設置することを検討します。

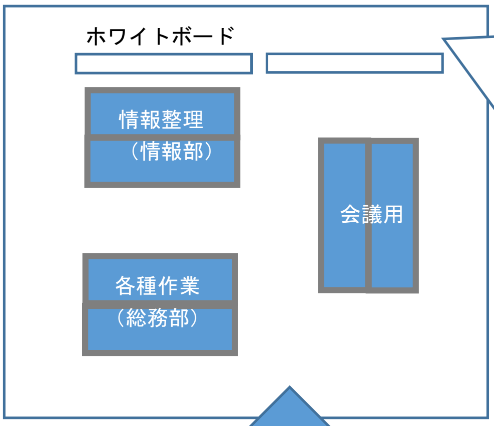

災害対策本部に必要な備品（例）

机・椅子、ホワイトボード、
コードリール、ガムテープ、模造紙、
トランシーバ、乾電池、マジック、
カッター・はさみ、ハンドマイク、
ヘルメット等

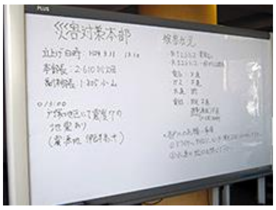

※停電時には、発電機、発電機燃料、懐中電灯、投光機も必要

トランシーバ等で連絡

防災センター（管理会社）

災害対策本部の活動を設備等の運用を担うことで支援

- **館内放送**
- **各戸への呼びかけ**
（安否確認シートの掲出、避難誘導等）
- **館内の災害発生情報の収集・集約**
- **モニター監視**

仮に発災直後に参集できないメンバーがいたとしても、参集できるのかどうかを把握することが重要なため、メーリングリスト等による連絡網を事前に構築しておく

【立ち上げ手順等】

（平時に震度５強以上で、メンバーはあらかじめ決めた場所に集合することを共有）

①館内放送で災害対策本部の設置とメンバー召集を呼びかけ（2 回）
②メンバー集合
③集合していないメンバーに連絡網（メール等）で連絡（参集の可否も確認）
④防災センターから、必要な資料（図面等）やトランシーバ等を、本部に移動
⑤入口に「災害対策本部」の看板を掲出
⑥トランシーバや携帯電話等の充電用に必要に応じて非常用発電機を稼動
⑦第 1 回本部会議の開催
〔議題〕現状の共有
優先対応事項の確認
役割分担
第 2 回会議の予定（30 分～1 時間後）

【役割分担】

<table>
<tr>
<td>本部構成</td>
<td>
・事前に役割分担を決定
・役割は、既定の避難所運営会議の役割分担との整合に配慮
<table>
<tr><th>リライズガーデン
災害対策本部</th><th></th><th>避難所運営
の体制</th></tr>
<tr><td>本部長</td><td>⇔</td><td>本部長・副本部長</td></tr>
<tr><td>副本部長</td><td>⇔</td><td>各部部長等</td></tr>
<tr><td>総務部</td><td>⇔</td><td rowspan="2">庶務部</td></tr>
<tr><td>情報部</td><td>⇔</td></tr>
<tr><td>防火部</td><td>⇔</td><td>施設管理部</td></tr>
<tr><td>救護部</td><td>⇔</td><td rowspan="2">救護衛生部</td></tr>
<tr><td>避難誘導部</td><td>⇔</td></tr>
<tr><td>給食部</td><td>⇔</td><td>物資部</td></tr>
</table>
・発災時には誰がマンションにいるのかは予測できないため、分担する際は役割を限定しすぎることなく、柔軟に対応することも事前に合意
・同様に本部長等が不在の場合もあるため、その場合は、代行の順位を事前に合意

本部長⇒副本部長⇒各部部長
（総務⇒情報⇒防火⇒救護⇒避難誘導⇒給食）
</td>
</tr>
<tr>
<td>居住者の協力</td>
<td>・防災対策委員会、理事会だけでは、災害の発生時刻（平日昼間など）によっては、マンパワー的に不足することも想定されるため、防災サポーター的なメンバーを別途募集することを検討</td>
</tr>
</table>

■　各部の活動内容（案）

総務部	
安否確認の集約	・安否確認情報は、以下の流れで集約・整理 防災センターから館内放送で、安否確認シートの掲出を呼びかけ ↓ 掲出状況の確認 ↓ 提出状況を災害対策本部で集約 ↓ 未掲出住戸について、防災センターからインターホンで呼びかけ （停電でインターホンが使用不能の場合は戸別訪問で呼びかけ） ↓ 安否確認できない住戸への確認
行政等関係機関との連絡・要請	・被害状況など、必要に応じて、消防署、警察署、区役所などとの連絡・調整（公助は過度に期待できないが、公的支援の情報を得ることは重要）
備蓄品の管理	・防災倉庫からの資機材の持ち出しや備蓄物品の使用状況等を管理

情報部（防災センターと連携）	
居住者への情報案内	【発災直後】 ・防災センターは、設備等の被害情報を把握し、情報部に連絡 ・館内放送で以下を案内 ●一時的な禁止事項の周知 ○水道、電気の使用禁止 ○トイレや台所等すべての水周りでの排水の禁止 ○ディスポーザーの使用禁止 ○ゴミ置き場へのごみ排出の禁止 ○設備関係は、委託事業者がすぐに対応できない場合、簡単に復旧できないこと ●設備の使用に関する周知 ○エコキュートの水は、排水点検の結果「排水可能」と判断した場合に、トイレ等に使用できること（災害対策本部から使用許可を出すこと） ●被害情報の収集・周知 ○建物や設備の被害情報 ○立ち入り禁止とする場所の情報 ●今後の情報連絡の周知 ○停電の場合、館内放送が可能であるのは、非常用電源の稼動時間（概ね２時間）であること ○館内放送不能となった以降の情報連絡は、掲示板による伝達が基本であること 【発災から半日後以降】 ・行政機関やラジオ等を通じて、必要な情報を収集 ・情報を掲示板に掲出します。 ●禁止事項の解除情報 ●災害対策本部から提供する備蓄品に関する情報（時間・数量） ●ライフラインの復旧見込み等の情報

防火部	
初期消火活動	・発災後の見回り点検などで、火災発生の有無を確認（併せて建物・設備の被害情報も確認） ・火災が発生した場合、消火器・消火栓により初期消火活動を実施 ・炎が天井高までに達した場合は、初期消火の限界となるため、災害対策本部に避難を要請 ・火災発生の心配がない場合は、他部の業務を実施

救護部	
救出・救助	・総務部から救出・救助の要請があった場合は、防災倉庫から必要な資機材を取り出し、救出・救助活動を実施
救護拠点の開設・運営	・傷病者の受け入れ場所を事前に選定しておき、救護部の拠点とし運営。 ・発災時は、防災倉庫に備蓄してある救護関係の備品、照明器具、発電機等を救護拠点に移動 ・重傷者は、消防署への救助の依頼を行うが、到着までに時間がかかる場合は最寄りの医療機関（東京洪誠病院等）に搬送 ・居住者に医師や看護師などの医療関係者がいる場合は、協力を得ながら救護活動を実施 ＜怪我の処置の考え方＞ ・家庭で怪我の処置ができる場合は、家庭で実施 ・改めて確認して重傷と思われる場合は、以下の対応 1）救急車等依頼 2）かかりつけ医師と連絡ができ、受入れ可能であれば速やかに搬送 3）マンション内救護所への搬送

避難誘導部	
周辺で延焼火災が発生した場合の避難誘導	・マンションの周辺で延焼火災が発生し、災害対策本部の判断で避難場所への避難が必要となった場合は、マンション居住者を避難誘導 ・館内放送が停電等で使用不能の場合は、拡声器や各戸訪問などにより、避難の開始及び避難場所（西新井駅西口地区一帯）を伝達 ・集団、グループでの避難が難しい場合は、避難場所での集合場所を決め、現地で安否確認を実施 ・避難誘導の必要性がない場合は、他部の業務を実施

給食部	
避難所への協力	・避難所における区の食料、水、その他生活必需品の配布などに協力する。炊き出しを行う。

② 資機材・備蓄品の管理・充実

■適切な管理

備品台帳に基づき、資機材・備蓄品等の点検（使用可能な状況にあるかどうかなど）等の管理を行います。

■使用方法の習得

操作に一定の習熟が必要な資機材等は、防災訓練等で活用する機会を積極的に設けます。また、平常時のイベント等でも活用するなどの工夫を行ないます。

■自助と共助の役割分担

災害時に必要な備品等をすべて共助で支えることはできないため、食料や水、簡易トイレ等は自助を積極的に呼びかけ、共助は補完的な役割であることを居住者に周知します。共助の備蓄は、個人では所有しにくい資機材の備蓄を中心とします。

■備品等の充実

必要に応じ、備品類の充実を計画的に行います。

③ 防災訓練等の実施

■年間計画の立案

自治会の年度計画に防災訓練を組み込み、防災訓練を実施します。防災訓練は、居住者が多く参加する形の避難訓練等を行います。

また、既存のイベント等を絡めるなど負担の少ない方法等を検討します。

■防災訓練の参加率を高める工夫

防災訓練への参加率の維持・向上を図る上では、「マンネリ化」が課題となります。このため、楽しみながら防災知識・技術を学ぶことができる工夫を行います。

■防災訓練等への参加率向上に向けた取り組み

居住者の意見を踏まえながら、防災訓練の内容の充実について検討します。